

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突（消波ブロック） |
| 発生日時 | 令和6年5月26日 21時10分頃 |
| 発生場所 | 新潟県村上市塩谷海岸沖 岩船港第2西防波堤灯台から真方位186° 1.25海里（M）付近 （概位 北緯38°09.7′ 東経139°24.9′） |
| 事故の概要 | 小型兼用船黎洋丸は、航行中、消波ブロックに衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和6年6月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 小型兼用船 黎洋丸、4.99トン NG3-10862（漁船登録番号）、個人所有 第220-6498号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船首部外板に破口 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、村上市から新潟県胎内市沖にかけて地質調査等を行っている大型の調査船の警戒作業に従事する目的で、定係地である村上市岩船港を出港した。</p> <p>船長は、単独で操船に当たり、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、調査船の後方を追従するように警戒作業を行っていたところ、同じく警戒作業に従事している別の船から調査船の作業準備のために漂泊して待機になる旨の無線連絡を受けた。</p> <p>本船は、‘岩船港の南方に当たる村上市塩谷の海岸’（以下「塩谷海岸」という。）沖約2～3Mで漂泊していたが、調査船が航行を再開したので、調査船の後方を追従する態勢となるよう針路を塩谷海岸に向け、約8ノットの対地速力で東南東進中、塩谷海岸沖に設置されている消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて消波ブロックに衝突したことに気付き、後進して消波ブロックから離れ、本事故の発生を知人に連絡した後、自力で岩船港に帰航することとしたが、衝突時に生じた船首部外板の破口からの浸水がひどくなり、途中で航行の危険を感じて近くの砂浜に本船を任意座礁させた。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の担当者は、知人からの連絡を受け、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、塩谷海岸付近で操業を行うことがあり、同海岸沖に消波ブ</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>ロックが設置されていることを知っていた。</p> <p>船長は、調査船が船尾からワイヤで海中に下ろした調査機器をえい航しながら作業を行っていたので、不用意に近づくことがないように目視やレーダー画面で調査船の動静や自船との船間距離を確認することに気を取られ、消波ブロックとの位置関係を見ていなかった。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、陸岸に近づいたとしても小回りで調査船の後方につけられるとの油断があった。</p> <p>乗組員は、本事故時、後部甲板上に置いてある網の上に座っていて、本船が消波ブロックに接近していることに気付かなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| <p>分析</p> | <p>本船は、塩谷海岸沖を東南東進中、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったことから、塩谷海岸沖に設置されている消波ブロックに接近していることに気付かず、消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、慣れた海域で油断があったことから、本船の右舷側の調査船との距離やその動静を目視やレーダー画面で確認することにのみ意識を向け、自船と消波ブロックとの位置関係を継続的に確認していなかったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が、塩谷海岸沖を東南東進中、船長が、調査船との距離やその動静を確認することに意識を向け、船位の確認を適切に行っていなかったため、塩谷海岸沖に設置されている消波ブロックに接近していることに気付かず、消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、特定のことだけに意識を向け続けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行って、船位を確認しながら航行すること。 ・ 小型船舶の船長は、慣れた海域であっても、夜間等に航行する場合には、可能な限り、他の乗組員を見張りの補助に当たらせること。 |

付図1 事故発生経過概略図

